

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定調印式(2) (総理挨拶、談話、外務大臣挨拶)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43564

外務大臣記者会見記録

大臣秘書官	事務次官	官房長	精文局長
外務審議官	官房総務参事官	参事官	
外務審議官	官房書記官	報道課長	国内広報課長 海外広報課長

26 外務大臣記者会見記録 (6月16日)

(沖縄返還協定に因るアワーニング)

大臣 先づ私から総論的に説明する。

28 協定前文については、中●に沖縄の早期

復帰について両国政府が直ちに協議に入る

ということについて両巨頭が合意した事実

中●に、復帰が一昨年の共同声明の基礎の

上に行なわれるということ、この協定

にしたがって経過を述べ、この復讐約の

27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

慣例に従う経緯の説明であるということ

理解していただきた。

28 中●条 中●は平和条約が三条により

29 米國が与えられた施政権を日本國に返

還すると規定してゐる。これは既に返還された

奄美、小笠原以外の全部の地域ということ

にたがらぬ条約では、それが必要にして十分

ということであるが、尖閣列島の問題もこれ

あり、念のため合意録中録で客観的に科学的

的にその領域を確定した中●の中●

と合意書録の関係である。

第三条。 安保条約や関連取極等の二国間

の条約は、この協定発効の日から沖縄に

其の適用が及ぶこととなり、すなわち変更なしに

そのもろスバリ適用されることと明確

にした規定であるから「本土及び」の規定

ということができる。従って当然のことだが、

基地の自由使用等ということば、この条約

からは全く出て来ない。ということもこの設

解にたいき長。

第三条。 既にお気付きのことですが、観念

的に言えは、沖縄諸島がキレは安

復帰するが、そこでその^瞬時に安保条約

その他が第三条により適用されるわけだから

その条約の定めるところにより、安保条約の目

的のためには日本兩國が合意して必要と認めら

施設区域を日本に提供することになっている。

第三条のわきわきの苦心の存したところを

言えは、独立回復当時行なわれたい用崎、

ラスク交換公文(日本間で話のまとまり)

場合に半側を占有している基地はその半側
 を占有する(この規定) のようなものを全然
 ないことである。更に奄美 小笠原の返還
 協定には「引き続き使用を許す」という規定
 があつた。これら両方式とも今回は避け
 ることのできた。従つて完全に現在の本土
 並みであるということである。
 明日(17日)閣議で了解を求めらることに
 ついてこの施設区域に関するリストがある。
 このリストによつて提供すべきもの、一たん

提供すべき返還されるもの及び復帰まで返
 還されるもの、この三つのカテゴリーに分けて
 具体的に調印と同時に発表される。
²⁸ 閣議 28日 閣議 閣議
 27 閣議 27日 閣議 閣議
 最後まで ^陪 分苦勞した。これは
 日本国は米国の施政期間中生じた請求
 権を放棄するが、その放棄には米国の施政
 期間中適用された米国の法令や現地法令によ
 り特に認められる。日本国民の請求権の放棄は
 含まれないこと規定されている。

交渉される請求権の主なものは合意議事録
 にのせることにした。次に講和前の
 請求権についても、高等弁務官布令第60条に
~~てら~~半政村~~に~~によって損害を受けた
 支払の対象とならなかつた土地所有者に
 対し原状回復のため支拂の対象となつた
 土地と同様の支拂の均衡を失はないうように
 半政村が自発的な支拂を行なうことになつ
 たわけである。次に交換公文において
 半政村は日本政村と協議の上、半政村

これらの諸島内で保有して埋め立て地
 を必要な限度で処分する。処分して得た
 金及び処分する土地による^{那覇}~~軍港内~~
 土地の海没から生じた問題を解決すること
 ができる。実はこれはロシヤとの合議まで
 解決したかったものの一つであり、パリでも
 中味をつめらぬある程度の時間がかつた。
 その結果、奄美、小笠原と異り、^講~~講~~和前の補
 償の一部である土地の原状回復について支拂
 を認めさせることができたといふことが言える。

しかし、これは何度も言ったように、沖縄縣民が

待た望んでいゝいわけの廣義の請求権問題

はまたまたこれを以て解決とは言ふな。

後は更めて国内問題として私も十分お手

傳...しな...と考えて...

が五條。裁判権に關するものはこれは

有略する。この裁判所というは琉球政

府裁判所及びアメリカ民政府裁判所の意で單

法會議は含んで...な。

が六條。資産に關する規定で琉球

電力会社、琉球水道公社及び琉球開発公社

の財産及び復帰の日に米國に提供される施設

区域外にある米國政府の財産でこれは原則と

して日本政府に移轉され、これらの中には

^{那覇}空港の施設、行政用の建築物、道路構

築物、航空保安施設、航路標識等を含む

もの。それから米國政府が保有して...

埋め立て地は日本政府の國有財産となる。

^のが七條。財政事項とも言ふと思ふ。

^のが八條。が九條により米國の資産は日本政府

に移轉さされた。~~但~~に、本國政社が二から
 諸島の日本への返還と1969年11月21日の共同声
 明が八項に亘り、日本政社の政策に背馳した
 ことによる実施すること、この条約で約束されたこと。
 第三に本政社が復帰後に雇用の分野等に
 おいて余分の費用を負担することによる状況
 にあること。この三つを十分に考え、協定
 締結日より5年間に3億2,000万ドルを本
 政社に支払うことにした。この条項で
 最も注視してもらったのは、核ぬきに

国との共同声明の骨子と条文化されたことである。
 前述のように第三条において本土並みと明示化
 され、ここに核ぬきと明示されたことにより
 核ぬき、本土並みと、返還協定の中において
 確保されたことは最も喜びとするところである。
 もう一つ第三条で重要なことは、在沖縄軍
 労務者に関すること。この規定と合意議中録
 で、軍労務者は復帰前の雇用の月より起算
 しての勤続期間を含み将来にわたる
 通算して本土並みの退職金を受けるとして

ゆけた。このためには相当多額の経費を要す。

これを単に ~~負担~~ せらるは不適当であり、そこで ^{負担}

3億2,000万ドルからの資金源を求めらる

ことになつたゆけた。その旨は日政社と米政

社に支拂ひされてあるがその受益者は軍労働者

即ち日本人であることに注目されたい。これは

間接雇用切り替への最良なきとリットと思ふ

雇用は最も安定した基礎におかれること

には ^{たゞ} ~~たゞ~~ 確信する。軍労働者には

朗報と思ふ。

^大 米八条 ^の VOAに因する。ことあるは日政

社は動力岸のりから5年間沖縄にありの中継

局の運営を継続することに同意し両政社は

発効日より2年後に、この将来の運営について

協議に入ることになった。なお交換公文に

よつて中継番組の責任は米政社にあるが米

政社は日米政社に表明した見解を尊重する

ことなると定めてゐる。

VOAについての米側の終始一貫しての主張は

返還問題と、安保の施設区域の提供等の内

書交換を行はぬことになった。

私としては、とにかく折角日本共同声明が出た

いふのであるからその中の沖縄返還については、

7、8項目がこの協定に明文化されること

最大の重点事項であると思つてそれに努力を

集中しそれが果つたと確信する。

更に、秘密の文書、覚書というものがなくな

るということが好き... こと、その是公明で

新時代にふさわしいやり方であつたと

自画自讃してゐる。

次に明日の臨時閣議に、施設区域リスト、

外国企業に関する外務大臣書簡、民間航空に関する

了解覚書の三件について閣議了解をとり

たい。施設区域リストは日本と合意

したリストであつて單なる了解されたペーパー

であり、本企業に関する書簡は、一方的なやり

の手紙であり、これは本々当方の行政上の意

図の表明である。民間航空に関する覚書

は吉野、スナイダー閣の覚書である。

直接契約とがこれに関連する紙とは別に

那覇空港は復帰時までP3は撤去される

いわゆる特殊部隊については復帰後はあく

まで安保条約の枠内でその行動が認めら

れる。とくに米三国人の訓練は取り止める

ことを了解している。以上が私の總

括的な説明である。↓打

16 P3は本年度予算により移轉する

26
の件。

答(大臣) 必要ならばそういうことになる。

内「SR71」についての書類はない。

答(大臣) 書類はない。アメリカとしては政府に

はっきり保証している。要するに安保条約の目的

にかなった行動であるということや限界であること

を了解されて結構だ。

向「米三国人の訓練を取り止める」ということは

情報学校がなくなるということになる。

答(大臣) 看板をどうこうということではなく、

その裏の仕事も止め、その人員もなくなるという

ことで実態がかなり整理できるはずだと思

う。

問「P3は沖縄から撤去されるのか。」

答(大臣)「~~那覇~~ ^{那覇} 空港から移転する。」

問「3億2,000万ドルの他に本軍施設関連経

費として6,500万ドルの月拂いがあると一部に

傳えられているのか。」

答(大臣)「私は知らな...」

問「海没地の問題を4ヶ他と切り離さずして

交換公文に含めたのは特別の意味があるのか。」

参約局長「特別の意味はな... 施設権返

還前までにやろうということ別にしたものであ

である。」

問「合意議事録のVOAにおいて、将来予

見される...事情により...というものは、5年以

上になる場合もあり得るのか。」

答(大臣)「日本側としては、そういうことは予想し

て...ないが、^{例えば}天災、人災等によって工事が

進んでいない...5年目の3月31日と4月10日

が入ったので、実態的には予想してない。」

問「VOAは暫定期間後はなくなるのか。」

大臣「なくなるわけである。」

問「基地に関する了解は公式のやり取り...」

と思われ基地提供の予約と考えてよ...か。」

答(大臣)「先程云ったように、キレイに一段

通って来て瞬間タッチでそこへかぶる

わけだから合同委で決めるわけである。」

問「B表3頁の注の「今後」というのは返還

後を意味するのよ。」

答(大臣)「今からということだ、牧港に於て

は私が云ったことには...でほしい。これ

はもうでき台のである。B表同様と考えて

照談機(秘)

もらってよ...。半側は後台とこるがあれは出て

行くと言っている。実はこれには日本側に内

題がある。都市計画などの関係もこれあり。

大蔵省的な...から考えろもあるようで、私に

パリから帰って山中長官、福田大臣と三人で

表は、この位にしてあ、こうということに

したものである。アメリカとの関係はもう

大丈夫である。」

問²⁹民間航空に関する覚書が四項で、5年

期間満了後路線はそのまま認めようという含意

でなくして日本に代償があれば認めようという

ことだ。

答(アキカ 青野局長) 代償があれば将来認めようという

ことだ。

問「C表の面積のトータルは」

答(アキカ 青野局長) C表は約50平方キロである。

現在の軍用地面積は ~~294~~ 353平方キロで、

A表の面積は294平方キロで全体の軍用地に對

する比率は83.4%、沖縄の面積に對する

軍用地の比率は現在は14.8%、A表による

と12.3%になる。更に沖縄本島及び

の軍用地の比率は今は27.2%復帰後

は22.6%である。今まで国会答弁などで

23%から24%と言っていたのが27.2%

と変わっているのは今まで基地と勘合していた

ものの日本側の相違によるものである。

問「三公社以外のものが合意議事録に

掲げられているのは、条約の体裁によるもので

(条約局長)

大抵「第6条の2項から読むと「...の

外にあるもの」となっているので、三公社のもの

~~これは~~は、電気水道を基地の中に入っ

行くわけだ。そこで分けて書いたのが一番

大きな理由だ。また権利義務関係も身論

あら。つまり三公社は経済的な単位だ

らだ。この二つに分けて書いた理由だ。

同「3億2,000万ドルの積算の根據について。」

答(大臣)「三公社系統で175百ドル

労働関係 75

いろいろいかなもの 70

撤去関係つまり「その他」

等となっている。

同「協定が6条2項の但し以下

は例えはVOAの土地のことなとをいっている

の。

答(条約局長)「そのとおりだ。それから前段は

返還日までに所有者に返すことというところ。

その場合、日本政府に引継ぐために返すものと

4.当に土地所有者に返すものと二種類ある。

同「後段の「日本政府の同意を得て云々」とい

うのはVOAのことだ。」

答(条約局長)「VOAである。土地の上のアジテ等

で、それは日本には来ないだろうと思う

現在、²⁹ 両国は全く同じ状態である。

問「パリ会議で、P3の移轉費は日本政府

で負担することあるべしとなつてゐると了解して

ゐるか。

答(大臣)「3億2,000万トンは関係ない。

本土のみで、例えば本土にあつても地位協

定の関係等で、王手病院等の如くこちらで

作つて移轉してらつてゐる。

問「協定が9条の発効について具体的に」

答(条約局長)「批准交換が2月1日なら発効は4月1日になる。

²⁹ 答(大臣)「東京において批准書交換というところには

もミソがあり、というのはワシントンでやる

は時差の関係が来て来たが在在なら同じである。

普通車庫で調印の場合は批准書交換はワシントン

ということになるので、そういう関係からこちら

ら、³⁰ 相当強く要求したものである。

問「軍用地の復元請求の手續きはどうか。

答(条約局長)「先方の手續きは、先方は二つの経験を持つて

ゐる。即ち最初は61年6月30日までの分と現在

までやって来たといふ分である。

問「^和支拂枠はきまつていな...か」

答(大臣)「元来 きまつべき筈のものではな...」

問「不均衡是正というのは講和前やんか」と

同じ算定方法をなすわけか。」

答(条約局長)「第4条3項と同様にやんか」といふので。」

問「合意議事録には誰が署名するか。」

答(大臣)「署名は大臣とマイヤ大使である。」

問「国会での批准承諾が必要なのは本文だけか。」

か。」

答(条約局長)「協定本文だけである。」

問「民間航空に関する了解覚書には吉野、スナイダー

と同じ日に同じ場所で行うか。」

答(アメリカ局長)「場所はどこでもよ... 後で行う。」

問「裁判権の条文後段で「...できる」

ということになってるのは、裁判をやるかやらない

かは日本の権利長からというわけか。」

答(条約局長)「そうか。原則として引継ぐわけか。」

原案、記録による。甲(今般は沖繩條の刑も
同様)

裁判の効力を引継ぐこと、これはわが国の憲法

上禁止されてゐるとは解さぬまい。問題はそ

その引継ぎの態様によると考へられるところ、本迄

還協定は沖縄の刑事裁判を原則として引継ぐ

建前をとって、具体的に引継ぎ方については

最終的には、山本國の判断、裁量に委ねられ

てあり、憲法上問題はないと考へる。今後この協定

に基く国内措置の立案に当たっては山本國の憲法

上の要請に、いささやなるとも背馳しないよう

万全の考へと払うべきは当然である」とい

てあり、これは政府の統一見解と言えらる

である。」

21
向て、大蔵大臣が JR 71 でアメリカが保証して

22
いるといわれたが、それについて声明が可か出たか。

23
答(アメリカ局長)「可かしている。と云うか、守り条

24
条約に従ってあるべきものは行動する」といふことだ。

その國人の訓練も含めて

(b) 保証して、いざいざは安保条約の適用に

なるといふのか。

(答) (アメリカ局長) それは第二条に書いてあるが、書

てあることも当然、沖縄は日本の領土に属するから

安保条約が適用されることにはなる。

(b) 本条は何が知らせようと思ふたが、先方が

文書は公けにされたが、いやだといふので、今更

の交渉については、こゝに於て処理して貰ふか。

(答) (アメリカ局長) 結局、我々も先方の主張をきいて

承知した。安保条約に従つてやることは確認

したので、我々も、^先こゝに於て何れも書く必要

が何れもない。

(由) 問題は寧ろ安保条約の範囲内で行はれて国際

法上の関係で行はれるか。

(答) (アメリカ局長) 手紙、^先こゝに於ての(由)の問題については、

未だ国際法の侵襲は行なはれていない。従つて、

先方の南緯子限りは、安保条約の枠内での

処理等と協定の交渉の過程では、未だ

は再三保証して貰ふこと。しかし、^先こゝに於て

の問題は、未だ国際法を守つていくべき。

(由) 先ほどのSR71が今後国際的関係

では、未だ何か一札と云ふとか、声明を

出すとか、いふことは、^先こゝに於て決ま

つたのか。

(答) (ア) 局長) 交渉は ~~は~~ 二回以上最終の合意
 絶望に及ぶまいと云う事は出来ぬ。再燃して
~~は~~ ない。
 (問) 了解者のC表のうら ~~全部~~ ^{全面} 使用解
 除はいつか。
 (答) (ア) 局長) ~~全部~~ ^面 使用解除 2/1 一部
 解除は 13 日、面積は 50 平方キロメートル
 余軍用地の 16.6% を占める。
 (問) 埋立地 ~~は~~ ^は ~~の~~ ^は 外結 ~~は~~ 日本国政府から
 引継ぎにしているが、将来 国と県が争
 う可能性はあると思うか。

(答) (条約局長) 本条にも書いてあるとおり、条
 約
 締結に及ぶまいと云う事は出来ぬ。再燃して
 引継ぎにしているが、将来 国と県が争
 う可能性はある。
 (問) ^は ~~は~~ ^は ~~の~~ ^は 外結 ~~は~~ 日本国政府から
 引継ぎにしているが、将来 国と県が争
 う可能性はある。
 (答) (条約局長) ~~は~~ ^は ~~の~~ ^は 外結 ~~は~~ 日本国政府から
 引継ぎにしているが、将来 国と県が争
 う可能性はある。
 (問) 核の行方について何かあるのか。
 (答) (条約局長) ~~は~~ ^は ~~の~~ ^は 外結 ~~は~~ 日本国政府から
 引継ぎにしているが、将来 国と県が争
 う可能性はある。

ある。細かくするが。これは72㎡の1/3
 ありいは
 いずれ議論が出ると思ふが。

27
 同条中絶の全基地面積は現在 353平方
 メートルあり、うちA地 290、B地 20、C地
 56平方メートルあり。9平方メートルを
 解放するが、

28
 説明の如く次が(1)。
 (1) 全基地のうち、提出するもの(A)地あり、
 B地あり、
 C地あり。解放するもの(C)地あり、その地に
 施設6条あり。6条のうちからC地に入る
 こと。C地に、その地6条より返還され
 るものありと書かれた。

同条6条を以て返す面積のパーセン
 テージは、
 (答) (条約局長) 94は全体を以てA地
 (問) いや117の、とは何か。
 (答) 117条が示唆している。その中に入
 った。全部の費用がその中に入
 っている。
 (問) この中で、那覇空港と同じ種類のものがあ
 るのは何れ。
 (答) 117条より、那覇の場合には、その中の強
 制あり、特に早く。今の地位協定
 により行われる。そのうち早くやること
 である。返還された後は、正に病院方式

下の子を整理縮小に努める。那覇は政治的

配慮から時期を早めるという。と云う。

(問) 増設に必要は支払の中で合算すべきか。

(答) (糸島局長) 二水は、そのほか難しい問題に。お金は

うすうすとは考えなければならぬ。二五三は

いくという事は中りでは無い。先方の

要求もある。と云う。1971年の米の輸入は五三三に

なると云う事は一つの事実だ。

(問) 統一の合意文書と云うものは外務省向か

(答) 抑えて合意文書は国会に提出し承認を

得る。以下中子参考と云う。国会に提出するの件

合意文書録と交換公文である。 ~~...~~

その他対米交渉と云うと云う。 ~~...~~

了解覚書は少し性格も異なる。民間

航空も性格も異なる。 ~~...~~

ものである。 ~~...~~

外務大臣記者会見記録（六月十六日）
（沖縄返還協定に関するフリーフィンク）

大臣 先づ私から総論的に説明する。協定前文については、第一に沖縄の早期復帰について両国政府が直ちに協議に入るということについて両巨頭が合意した事実、第二に、復帰が一昨年の共同声明の基礎の上に行なわれるということ、この協定にいたる経緯を述べ、この種条約の慣例に従う経緯の説明であるということを理解していただきたい。

第一条 これは平和条約第三条により米国が与えられていた施政権を日本国に返還すると規定している。これは既に返還された奄美、小笠原以外の全部の地域ということになるから条約ではそれが必要にして十分ということであるが、尖閣列島

裁
無期限

の問題もこれあり、念のため合意議事録で客観的に科学的にその領域を確定したのがこの第一条と合意議事録の関係である。

第二条 安保条約や関連取極等の二国間の条約はこの協定発効の日から沖縄に共同声明第七項のとおり、すべて変更なしにそのものズバリ適用されるということを明確にした規定であるから「本土のみ」の規定ということが言えよう。従つて当然のことだが、基地の自由使用等ということは、この条約からは全く出て来ないということをご理解いただきたい。

第三条 既にお気付きのことと思いますが、観念的に言えば沖縄諸島がキレイな姿で復帰するが、そこでその瞬間に安保条約を

の他が第二条により適用されるわけだからその条約の定めるところにより、安保条約の目的のために日米両国が合意して必要と認める施設区域を日本が提供することになっている。第三条のわれわれの苦心の存したところを言えば、独立回復当時行なわれた岡崎・ラスタ交換公文（日米間で話がまとまらなかつた場合に米側が占有している基地はそのまま米側が占有するという規定）のよりなものが全然ないことである。更に奄美、小笠原の返還協定には「引続き使用を許す」という規定があつた。これら両方式とも今回は避けることができた。従つて完全に現在の本土並みであるということである。

明日（十七日）閣議で了解を求めることになつている施設区域に関するリストがある。このリストによつて提供すべきもの、一たん提供するが近く返還されるもの及び復帰まで返還されるもの、この三つのカテゴリーに分けて具体的に調印と同時に発表される。

第四条 請求権に関する規定で、これも最後まで随分苦労した。

第一点は日本国の施政期間中生じた対米請求権を放棄するが、その放棄には米国の施政期間中適用された米国の法令や現地法令により特に認められる。日本国民の請求権の放棄は含まれないことが規定されている。

放棄されない請求権の主なるものは合意議事録にのせることにした。第二に講和前の請求権についても、高等弁務官布令第六十条にもとづき米政府によつて、損害を受けながら支払の対象とならなかつた土地所有者に対し原状回復のための支払の対象となつた土地と同様の支払の均衡を失しないように米政府が自発的な支払を行なうことになつたわけである。

第三に交換公文において米政府は日本政府と協議の上、米政府がこれらの諸島内で保有している埋め立て地を必要を限度で処分する。処分して得た金及び処分する土地により那覇軍港内の土地の海没から生じた問題を解決することができる。実はこれもロジャーズとの会談まで解決しなかつたものの一つであり、パリでも中味をつめるためある程度の時間がかかつた。その結果、奄美、小笠原と異り、講和前の補償の一部である土地の原状回復について支払を認めさせることができなかつたといふことが言える。しかし、これは何度もいつたように、沖縄県民が待ち望んでいるいわゆる広義の請求権問題はまだまだこれをもつて解決とはいえない。後は更めて国内問題と

して私も十分お手伝いしたいと考えている。

第五条 裁判権に関するものだがこれは省略する。この裁判所というのは、琉球政府裁判所及びアメリカ民政府裁判所の意で軍法会議は含んでいない。

第六条 資産に関する規定で、琉球電力^公社、琉球水道公社及び琉球開発公社の財産及び復帰の日に米國に提供される施設区域外にある米國政府の財産でこれは原則として日本政府に移転され、これらの中には那覇空港の施設、行政用の建築物、道路構築物、航空保安施設、航路標識等が含まれる。それから米國政府が保有している埋め立て地は日本政府の国有財産になる。

第七条 財政事項とも言えると思う。第一は、第六条により米國の資産は日本政府に移転されるわけだ。第二に、米國政府がこれら諸島の日本への返還を一九六九年十一月二十一日の共同声明第八項にいう日本政府の政策に背馳しないよう実施することをこの条約で約束したわけだ。第三に米政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することになる状況にあること。この三つを十分に考えて協定発効日から五年間に三億二〇〇〇万ドルを米政府に支払うことにした。この条項で最も注視してもらいたいのは、核ぬきに関する共同声明の骨子が象文化されたことである。前述のように第二条において本土並みが明文化され、ここに核ぬきが明示された

ことにより核ぬき、本土並みが、返還協定の中においても確保されたことは最も喜びとするところである。もう一つ第七条で重要なことは、在沖縄軍労務者に関するところで、この規定と合意議事録で軍労務者は復帰前の雇用の日から起算しての勤続期間を含み将来やめるときまで通算して本土なみの退職金を受けることができるわけだが、このためには相当多額の経費を要する。これを米軍に負担させるのは不適當であり、そこで三億二〇〇〇万ドルからその資金源を求めてもらうことになつたわけだ。その分は日本政府が米政府に支払うものであるがその受益者は軍労務者即ち日本人であることに注目されたい。これは間接雇用切り替えの最も大きなメリットと

思ひし、雇用は最も安定した基礎におかれることになるものと確信する。軍労関係者には朗報と思ひ。

第八條 V O A に関することであるが、日本政府は効力発生の日から五年間沖繩における中継局の運営を継続することに同意し両政府は発効日から二年後に、この将来の運営について協議に入ることになつた。なお、交換公文によつて中継番組の責任は米政府にあるが米政府は日本政府が表明した見解を尊重することなどを定めている。

V O A についての米側の終始一貫しての主張は、返還問題とか安保の施設区域の提供等の問題などとは違ふ。これはイギリス、西ドイツ、中立政策をとつているセイロンとの間でも極めて平穩無事に V O A の活動を認めてもらつていたのであつて、日本のよりの友好国がどうして無期限に認めてくれ

ないのか、そして米側としてはそういう考え方であつたから共同声明にふれなかつたといふことであり、これに対しわが方は、殊に報道機関関係者の至大な関心を有するところであり、電波法のユニークな建前から認められないといふのが一貫した態度である。しかし最終的には、始めは十年あるいは七年あるいは三年といふ意見も出ていたが、結局五年といふことになつたけれども暫定期間といふことで建前は貫いたつもりだ。

第九條 協定効力発生の規定である。

今回本条約は、東京とワシントンで同時に調印といふ初めての企てであるが、普通の二国間条約はもし東京で調印とい

り場合は通例ワシントンで批准書交換が行なわれることなるのであるが、それにもかかわらず東京で批准書交換が行なわれることになつた。

私としては、とにかく折角日米共同声明が出ているのであるからその中の沖繩返還については六、七、八、項目がこの協定に明文化されることが最大の重点事であると思つてそれに努力を集中しそれが実つたと確信する。

更に、秘密の文書、覚書というものが全くないということが嬉しいことでその点公明で新時代にふさわしいやり方であつたと自画自讃している。

次に明日の臨時閣議に、施設区域リスト、外国企業に關す

る外務大臣書簡、民間航空に關する了解覚書の三件について閣議了解をとりたい。施設区域リストは日米が合意したリストであつて単なる了解されたペーパーであり、米企業に關する書簡は、一方的なわが方の手紙であり、これは本来当方の行政上の^意儀の表明である。民間航空に關する覚書は吉野、スナイダー間の覚書である。

直接条約とかこれに關連する紙とは別に那覇空港は復帰時^迄までP3は撤去される。いわゆる特殊部隊については復帰後は、あくまで安安条約の枠内でその行動が認められる。とくに第三国人の訓練は取り止めることが了解されている。以上が私の總括的な説明である。

問 「P S は本年度予算により移転するのか。」

答 (大臣) 「必要ならばそういうことになる。」

問 「S R 71 についての書類はないか。」

答 (大臣) 「書類はないが、アメリカとしては政府がはっきり保証している。要するに安保条約の目的にかなった行動であるということが限界であると了解されて結構だ。」

問 「第三国人の訓練をとり止めるということは情報学校がなくなることになるか。」

答 (大臣) 「看板をどうこうということではなく、そのやる仕事を止め、その人員がいなくなるということとで実態がカッチリ整理できればよいと思う。」

問 「P S は沖縄から撤去されるのか。」

答 (大臣) 「那覇空港から移転する。」

問 「三億二千万ドルの他に米軍施設関連経費として六千五百万円の円払いがあると一部に伝えられているが。」

答 (大臣) 「私は知らない。」

問 「海没地の問題だけが他と切り離されて交換公文になつたのは特別の意味があるか。」

答 (条約局長) 「特別の意味はない。施政権返還前までにやりという事で別にしたものである。」

問 「合意議事録のV O A について、『将来予見されない事情により』というのは、五年以上になる場合もあり得るのか。」

答（大臣） 「日本側としては、そういうことは予想していないが、例えば全くの天災、人災等によつて工事が進んでいたのが五年目の三月三十一日が四月十日なることになつた時は困まるという事で、これが入つたので、実態的には予想していない。」

問 「V O A は暫定期間後はいなくなるのか。」

答（大臣） 「いなくなるわけである。」

問 「基地に関する了解は公式のものではないと思うが基地提供の予約と考えてよいか。」

答（大臣） 「先程云つたように、キレイに一度返つて来て瞬間タッチでそこへかぶるわけだから合同委で決めるわけである。」

問 「B表3頁の注の「今後」というのは返還後を意味するののか。」

答（大臣） 「今からということだ。牧港については私が云つたことにしないでほしいが、これはもうできるのである。B表同様と考えてもらつてよい。米側は移るところがあれば出て行くと言つている。実はこれには日本側に問題がある。都市計画などの関係もこれあり、大蔵省的ないろいろな考え方もあるように、私がバリから帰つて山中長官、福田大臣と三人で表現はこの位にしてまこうということにしたものである。アメリカとの関係はもう大丈夫である。」

問 「民間航空に関する覚書第四項では五年の期間満了後路線はそのまま認めようという含みでなくて日本に代償があれば認めようということか。」

答 (アメリカ局長) 「代償があれば将来認めようということだ。」

問 「C表の面積のトータルは」

答 (アメリカ局長) 「C表は約五〇平方キロである。現在の軍用地面積は三五三平方キロで、A表の面積は二九四平方キロで全体の軍用地に対する比率は八三・四％、沖縄の面積に対する軍用地の比率は現在は一四・八％、A表によると一二・三％になる。更に沖縄本島だけの軍用地の比率は今は二七・二％、復帰後は二二・六％である。今まで国会答弁などで二三％ないし

二四％と言っていたのが二七・二％となつてゐるのは、今まで基地と観念していたものの日米間の相違によるものである。」

問 「三公社以外のものが合意議事録にゆずつてゐるのは、条約の体裁によるものか。」

答 (条約局長) 「第六条の二項から読むと「……の外にあるもの」となつてゐるので、三公社のものは、電気、水道だから基地の中に入つて行くわけだ。そこで分けて書いたのが一番大きな理由だ。また権利義務関係も勿論ある。つまり三公社は経済的な単位だからだ。この二つが分けて書いた理由だ。」

問 「三億二、〇〇〇万ドルの積算の根拠について。」

答 (大臣) 「三公社系統が 一七五百万ドル

するものやなものの撤去關係
つまり「その他」となつてゐるもの

七〇

問 「協定第六條二項の「但し以下は例えばV O Aの土地のことなどをさつてゐるのか。」

答 (条約局長) 「そのとおりだ。それから前段は返還日までに所有者に返すことと、その場合、日本政府に引継ぐために返すものと本當に土地所有者に返すものと二種類ある。」

問 「後段の「日本政府の同意を得て云々」というのはV O Aのことか。」

答 (条約局長) 「V O Aである。土地の上のアンテナ等の財産

でそれは日本には来ないだろうと思ふ。現在やつてゐるのと全く同じ状態である。」

問 「パリ会談でP E³の移転費は、日本政府で負担することあるべしとなつてゐると了解してゐるが。」

答 (大臣) 「三億二、〇〇〇万ドルとは關係ない。本土なみで、例えば本土においても地位協定の關係等で王子病院等の如くこちらが作つて移転してもらつてゐる。」

問 「協定第九條の発効について具体的に。」

答 (条約局長) 「批准交換が二月一日なら発効は四月一日になる。」

答（大臣） 「東京にかいて批准書交換というところにもミスがあり、というのはワシントンでやれば時差の関係が出て来るが東京なら同じである。普通東京で調印の場合は批准書交換はワシントンということになるので、そういう関係からこちらが相当強く要求したものである。」

問 「軍用地の復元請求の手続きはどうか。」

答（条約局長） 「先方の手続きだ。先方は二つの経験を持つてゐる。即ち最初は六一年六月三〇日までの分と現在までやつて来ている分である。」

問 「その（支払）神はきまつてゐるのか。」

答（大臣） 「元来きままるべき筈のものではなす。」

問 「不均衡是正というのは講和前やつたのと同じ算定方法となるわけか。」

答（条約局長） 「第四条三項で同様にやることになつてゐる。」

問 「合意議事録には誰が署名するか。」

答（大臣） 「署名は大臣とマイヤー大使である。」

問 「国会での批准承認が必要なのは本文だけか。」

答（条約局長） 「協定本文だけである。」

問 「民間航空に関する了解覚書には吉野・スナイダーで同じ日に同じ場所でやるのか。」

答（アメリカ局長） 「場所はどこでもよい。後でやる。」

問 「裁判権の条文後段で「…である」ということになつてゐる

のは裁判をやるかやらまいかは日本の権利だからというわけか。」
答（条約局長） 「そうだ。原則として引継ぐわけだ。なお関係
記録によると「今般は沖縄県の刑事裁判の効力を引継いだ。こ
れはわが国の憲法上禁止されているとは解されない。問題はそ
の引継ぎの態様にあると考えられるところ、本返還協定は沖縄
の刑事裁判を原則として引継ぐ趣旨をとりつつ、具体的な引継
ぎ方については最終的には、わが国の判断、裁量に委ねられて
おり、憲法上問題はないと考える。今後この協定に基づく国内
措置の立案に当つては、わが国の憲法上の要請にやささかなり
とも背離しないよう万全の考慮を払うべきは当然である」とい
つており、これは政府の統一見解と言えるものである。」

問 さつき大臣がR七一でアメリカが保証しているといわれた
が、それについて声明か何か出すのか。

答（アメリカ局長） 何も書いていない。ともかく安保条約に
従つてあらゆるものは行動するということだ。第三国人の訓練
も含めて。

問 保証しているというのは安保条約の適用をいつているのか。

答（アメリカ局長） それは第二條に書いてあるが、書いてな
くても当然沖縄は日本の領土になるから安保条約が適用される
ことになる。

問 本来は何か知らせようと思つたが、先方が文書で公けにする
のがいやだというので今までの交渉でいつたこととして処理し

たのではないか。

答 (アメリカ局長) 結局、われわれも先方の主張をきいたら安心した。安保条約に従つてやることを確認したので、われわれもこれ以上何も長く書く必要がないと思つた。

問 問題は専ら安保条約そのものではなくて国際法上の関係ではないか。

答 (アメリカ局長) まあ、それ以上の問題になりますとね。米も国際法の侵犯は考えていないだろうから、わが方に関する限りは安保条約の枠内で処理することを協定の交渉の過程では米側は再三保証しているわけだ。しかしそれ以上の問題は米側が国際法を守つていくと思つた。

問 先ほどのSR七一だが今後国際的關係では米が何か一札をとるとか^{米が}声明を出すとかいうことはこれをもつてなしと決まつたのか。

答 (アメリカ局長) 交渉はこれが最後で今後絶対にやらないといふことはないだろう。再燃しても別におかしくない。

問 了解覚書のC表のうち全面使用解除はいくつか。

答 (アメリカ局長) 全面使用解除二一、一部解除は一三で、面積は五〇平方キロメートル、全軍用地の一六・六を占める。

問 埋め立て地は日本国政府が引継ぐことになつてゐるが、将来國と県が争う可能性があると思ふか。

答 (条約局長) 第六条にも書いてあるとおり条約であるから米國政府のものを日本國政府が引継ぐという形に全部なつてゐる。その後の措置は日本政府が関係者と話し合つて決めるべき問題である。

問 「いやなもの」の撤去の単価はあるのか。

答 (条約局長) 撤去費、移転費その他いろいろなものを含んであり、単価はないというより他はない。いろいろな考慮からこういう数字になつたということだろう。

問 核のほかは何があるのか。

答 (条約局長) まあいろいろなものがあるといへばある。細かくなるが：：。これはまたいつかいろいろな議論が出てくると思うが。

問 沖繩の全基地面積が現在三五三平方キロメートルあり、うちAが二九四、Bが二、Cが五六平方キロメートルで九平方キロ

メートル足りないが
(条約局長) 答 それは説明すると次のとおり。

答 全軍用地のうち、提供するもの(A)があり、Bは除いて解放するもの(C)があるが、その他に協定六条がある。六条の方だからCに入っていない。Cの最後に、この他六条により返還されるものありと書いてある。

問 六条を入れて返つてくる面積のパーセンテージは

答 (条約局長) それは全体マイナスAだ

問 「いやなもの」とは何か。

(条約局長)

答 第七条が示唆している。これは移転費だからその他も含めて集約して全部の費用がこの中に入っている。

問 この中で那覇空港と同じ種類のものがあるのではないか。

答 (条約局長) というより、那覇の場合はこちら側の強い希望もあり、今の地位協定下に内地で行なわれているのを少し早くやつたということだ。返還された後は王子病院方式ということができるだけ整理縮小に努める。那覇は政治的配慮から時期を早めたということだろう。

問 埋め立て地経費は支払いの中に含まれているか。

答 (条約局長) これはなかなか難しい問題だ。お金はいろいろなことを考えなければならぬ。こちらがいくらということ

ばかりではいけない。先方の要求もあることだし、確かに一九万坪のものが一文もかけないでこちらに来るということは一つの事実だ。

問 統一的な合意文書といえないのは外相書簡だけか。

答 (条約局長) 協定は大合意文書で国会に提出し承認を得る。いわ

ゆる参考として国会に提出するのが、合意議事録と交換公文である。もちろん他のものも参考として出せといわれれば出す。かくす気は毛頭ない。了解覚書は少し性格が異なる。民間航空も性格が全く違う。書簡は一方的なものである。